

大阪市告示第58号

次の施設について、大阪市社会福祉研修・情報センター条例（平成14年大阪市条例第29号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年1月23日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市社会福祉研修・ 情報センター	令和7年2月24日（月）	午前9時から 午後5時まで

（福祉局生活福祉部地域福祉課）